

被保険者の注意事項

1. 申請前に医療機関等が受取代理に同意していただけるか確認してください。
2. この申請書による出産育児一時金申請の事前申請は、出産予定日まで2ヶ月以内であることとなっております。
3. この申請書をご提出いただいたとき、及び支給決定時において受取代理人である医療機関等と健康保険組合の間において、手続きに必要な個人情報の授受を行うこととなりますので、あらかじめご了承ください。
4. 標題の「被保険者」「家族」の文字は、いずれか該当する方を○で囲んでください。
5. 被保険者等記号・番号は、マイナポータル、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれかでご確認ください。
6. 「受領を委任するとき」の欄は被保険者(資格喪失者を除く)の記名をしてください。
(在職の方で代理人(口座名義人)及び給付金受領口座については、事業所のご担当者におたずねください。)
7. 被保険者が資格喪失等により支給対象者でなくなった場合及び受取代理人である医療機関以外で出産することとなった場合は、速やかに健康保険組合へ申し出てください。

医療機関等の注意事項

1. この申請書を健康保険組合が受付したときは、健康保険組合から医療機関等へ受取代理申請受付通知を送付いたします。
2. 出産し、出産費用が確定した場合は、出産費用請求報告書、出産費用請求書の写し及び出産の事実を証明する書類(出生証明書)の写しを速やかに健康保険組合へ送付してください。

共通の注意事項

この申請書による出産育児一時金の支払いは、次のとおりです。

- (1) 産科医療補償制度に加入の医療機関等での出産に係る請求額が50万円以上(産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産の場合は48.8万円以上)である場合
 - ・産科医療補償制度に加入の医療機関等には50万円をお支払いします。
 - ・産科医療補償制度に未加入の医療機関等には48.8万円をお支払いします。
 - ・付加給付金(在職中の被保険者及び任意継続被保険者が出産した場合に6万円)は、被保険者(事業所健保口座)へお支払いします。
- (2) 産科医療補償制度に加入の医療機関等での出産に係る請求額が50万円未満の場合(産科医療補償制度に未加入の医療機関等の場合は48.8万円未満)である場合
 - ・請求額として記載されている額を医療機関等へお支払いし、その請求額と出産育児一時金の金額との差額及び付加給付金(上記に同じ)については被保険者(事業所健保口座)へお支払いします。